

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 藤永知子 外31名

被告 埼玉県知事 外1名

準備書面(2)

平成17年7月13日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

被告両名訴訟代理人 弁護士 関口幸



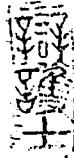
(本案前の主張)

第1 本訴の適法性についての反論－原告準備書面(1)について

1 原告準備書面(1)第2第1項(訴状の「1 請求の趣旨」第2項(怠る事実の違法確認請求))に対する反論

(1) 原告らは、地方公営企業法(以下「法」という。)第8条第1項により、地方公共団体の長は、特に留保されている権限以外は、地方公営企業に関して権限を行使できず、また、法第9条各号は例示列挙であるから、ダム使用権の設定申請及びその取下げは、公営企業管理者が担任する事務であり、さらに、ダム使用権という財産の取得は、法第9条第7号の「資産の取得」に該当するものであり、ダム使用権設定申請を維持するか、取り下げるかという決定権限は埼玉県公営企業管理者にある、と主張している。

(2) ① しかしながら、管理者は地方公営企業の業務に係る権限を包括的に付与されてはいるが、法令の規定により、ダム使用権設定申請の権限は管理者



の権限から除外されているものである。

管理者に権限を付与する根拠規定は法第8条であり、法第9条は管理者の権限を具体的に例示したものである。被告が主張しているのは、ダム使用権設定申請をする権限は、同法第8条第1項本文のただし書の「法令に特別の定めがある場合はこの限りでない。」に該当するため、管理者の権限から外されているということである。

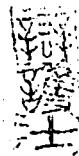
法第8条第1項本文のただし書の「法令に特別の定めがある場合」に当たるものとのひとつが、同法第9条第14号項である。同号で、「当該企業に係る行政庁の許可、認可、免許その他の处分で政令で定めるものを受けすこと」が管理者の権限となっており、その「政令で定めるもの」に当たるものが法施行令第8条の3である。

法施行令第8条の3は、「法第9条第14号に規定する許可、認可、免許その他の处分で政令で定めるものは、それらの处分で・・・地方支分部局の長又は地方公共団体の長の権限に属するものとする」としており、管理者が受けることができる許可、認可等の处分は、「地方支分局の長又は地方公共団体の長」の権限に属するものに限られている。

ダム使用権の設定は「国土交通大臣」の権限に属する处分（特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号））であり、法9条第14項の「政令で定めるもの」に当たらないため、管理者の受けることができない处分となる。したがって、ダム使用権の設定は長の受ける处分となるため、ダム使用権設定申請は長の権限となるものである。

② また原告らは、ハッ場ダム使用権設定申請を取り下げないことは地方財政法第8条に違反すると主張している。

従前の地方財政法第8条においては、財産の交換、支払い手段としての使用、適正な対価を得ない譲渡や貸し付けの禁止等に関する規定が第1項として置かれており、昭和38年の地方公共団体の財務会計制度に関する



改正に際して、その規定が現行地方自治法第237条第2項に移された結果、従来の第2項だけが残されて現行地方財政法第8条となったものである。同条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定めているが、この改正経緯及び条文の表現自体から明らかのように、これは財産の管理及び運用に関する規定であり、本件のような設定申請の取り下げなどは、対象とならない規定である。また、そこにおける財産の意義は地方自治法第237条第1項における場合と同じであるところ、本件ダムの使用権設定予定者である地位又は本件ダム使用権の設定を受けるべき権利が同項の財産に該当しないことは、答弁書第2第2項(2)で詳述したとおりである。従って、この点からも不適法な申し立てである。

2 原告準備書面（1）第2第2項（訴状の「1 請求の趣旨」第3項（2）（埼玉県知事に対する水源地域整備事業経費負担金の支出差止））に対する反論

- (1) 水源地域整備事業経費負担金について、原告らは、水源地域対策特別措置法第12条に基づき、経費負担に関し、協議を行い、協定を締結し、経費負担者となっているのは、埼玉県地方公営企業ではなく埼玉県であるから、その首長たる埼玉県知事が経費負担金の支出命令権者であると主張している。
- (2) ① 水源地域対策特別措置法第12条第1項は、水源地域整備計画に基づく事業（以下「整備事業」という。）がその区域内において実施される地方公共団体で当該事業に係る経費の全部又は一部を負担するものは、政令で定めるところにより、⑦同法第2条第2項に規定する指定ダムを利用して河川の流水を水道、工業用水道又は発電の用に供することが予定されている者（同法第12条第1項第1号）及び①指定ダムの建設により洪水等による災害の発生が防止され、又は洪水等による災害が軽減される地域をそ



の区域に含む地方公共団体（同法第12条第1項第2号ホ）と協議し、その協議によりその負担する経費の一部をこれに負担させることができる旨定めている。

同法施行令第8条は、整備事業がその区域内において実施される地方公共団体で当該事業に係る経費の全部若しくは一部を負担するもの又は同法第12条第1項第1号若しくは第2号に該当する地方公共団体が2以上あるときは、同項の規定による協議は、関係都道府県を通じて行うものとする旨定めている。この規定に基づき、本件においては、協定書等の締結者が埼玉県知事となっているものである。

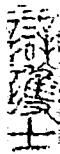
② しかしながら、水源地域整備事業経費負担金の支出については、埼玉県知事と埼玉県公営企業管理者とが協議し、本件については、水道水の利用に係るもの、公営企業の事務に属するものが中心であるとして、埼玉県公営企業管理者が、法第8条、法第9条に基づき、本件予算を執行して支出しているものである。

従って、本件支出に対する差し止めについては、埼玉県知事は被告適格を有しないものであり、不適法な訴えである。

3 原告準備書面（1）第2第3項（訴状の「1 請求の趣旨」の第4項に掲げた請求について）に対する反論

（1） 地方自治法第242条の2第1項第4号に係る住民訴訟（以下「4号請求」という。）は、地方自治法の一部を改正する法律（平成14年法律第4号）で改正されたが、原告準備書面（1）第2第3項における主張は、4号請求について改正前の解釈が混用されていると思われる所以、再度反論することとする。

（2） 原告らは「当該財務会計行為を行った者に対し、しかるべき損害賠償を求めることであるから（代位請求）」と主張しているが、この解釈は改正前



の4号請求に係るものである。改正後の4号請求は、「当該財務会計行為を行った者に対し、しかるべき損害賠償を求めるなどを請求する。」ものであって、代位請求ではない。訴訟に敗訴し、「損害賠償請求を命ずる」判決がなされれば、被告は、「当該職員」に対して地方自治法第242条の3第1項及び第2項の規定により損害賠償請求をしなければならず、さらに、損害賠償請求が履行されない場合は民事訴訟を提起しなければならないものであるから、代位請求訴訟ではなく、義務付け訴訟である。

(3) 普通地方公共団体の財務会計行為については、地方自治法第1編第9章財務において「予算」、「収入」、「支出」などの権限を分けて規定し、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」である「債権」については、第9節財産の第3款で規定している。埼玉県財務規則は、地方自治法の各権限の規定に基づき、必要に応じてそれぞれの権限ごとに「権限の委任」又は「専決」を規定している。

原告らは、「被告が指摘している財務規則は、・・・河川法に基づく本件ダムの負担金の支出に関するものである。」と述べているが、埼玉県における支出命令の権限は、埼玉県財務規則第47条で埼玉県知事から部長、課長及び所長に権限の委任をしているものであり、当然支出命令権限の中には損害賠償請求は含まれず、被告はそのような主張を行っているものではない。

なお、被告の答弁書6頁の表が「負担金等の種類」と「債権管理権限受任者」と記載しているため誤解が生じていると思われる所以、以下のとおり改めて反論する。

被告が主張しているのは、埼玉県行政組織規則で各課長の所掌事務が定められており、埼玉県財務規則第194条で各課長に所掌事務に応じて債権の管理事務と権限の委任がされているため、埼玉県知事は自らの権限として、債権の管理事務を執行しえないものとなっているということである。

(4) 念のために述べるが、「債権」については、地方自治法第240条第1項

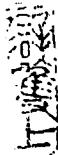
で「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」と規定され、さらに同条第2項で「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。」と規定している。この「必要な措置」の中に損害賠償請求が含まれているものである。

なお、不法行為による損害賠償請求権は、あえて説明するもでもないことはあるが、埼玉県の執行機関の意思決定により発生するものではなく、不法行為時に当然に発生する債権と解されており、不法行為により発生した債権（損害賠償請求）の「取立てに関し必要な措置」をすることは上記のとおり債権の管理事務となる。

(5) 原告らは、原告準備書面(1)第2第3項(3)において地方自治法第242条の2第1項第4号の「当該職員」について権限の委任がされた場合を述べているが、被告が主張していることは、「当該職員」のことではなく、同条同項同号の被告である「執行機関又は職員」についてである（「当該職員」に関する原告らの主張に対しては特に争わない。）。しかし、原告らは4号訴訟において、権限の委任に係る「当該職員」には委任者が含まれるのだから、権限の委任に係る被告「執行機関又は職員」も同様に委任者に被告適格があると主張していると思われる所以、反論する。

「当該職員」とは、普通地方公共団体が損害賠償請求する相手のことであり、原告らが引用する判例は、権限の委任が行われても委任者、受任者どちらも「当該職員」に該当するというものである。

しかし、被告である「執行機関又は職員」について権限の委任が行われた場合、「長」は受任した職員に対して地方自治法第154条などの指揮監督権限はあっても、もはや委任した事務を自らの権限で執行することはできない。また、上述のとおり4号訴訟が義務付け訴訟であるから、執行する権限を持たない者に義務付けを請求することはできないはずである。



仮に「長」に請求するとすれば、長に指揮監督権限の発動を求める請求として、請求の趣旨は「当該財務会計行為を行った者に対し、しかるべき損害賠償を求めるなどを職員に命じることを請求する」とならざるを得ず、このような請求を地方自治法第242条の2第1項第4号が規定しているとは解されない。従って、原告の主張は失当である。

(6) 以上のとおり、原告らの訴状の「1 請求の趣旨」の第4項に掲げの請求については、埼玉県知事が被告適格を有しないものであり、不適法な訴えである。

(本案に対する答弁)

第2 訴状請求の原因に対する答弁

- 1 請求原因第1項（1）について 認める。
- 2 同項（2）について 特に争わないが、法令に特別の定めがあるものについては、権限を有していない。
- 3 同項（3）について 特に争わないが、埼玉県知事は、埼玉県財務規則第194条の規定により、課長に債権管理事務を委任している。（乙第1号証）
- 4 同第2項（1）について 以下の点を除き認める。

「1947年9月14日のカスリン台風により利根川が氾濫し」は「カスリン台風の接近に伴って昭和22年（1947年）9月13日前から各地で降雨が始まり、次第に降雨が強くなり15日夜半まで続く異常降雨となった。

「16日未明、利根川本川右岸埼玉県北埼玉郡東村（現大利根町）大字新川通地先において堤防が破堤し、これによる洪水は、埼玉県下のみに止まらず、都県境の大場川の旧桜堤を越え、東京都葛飾区、江戸川区まで侵入し」とするのが正しい。

「利根川治水計画（利根川改修設計計画）」は「利根川改修改訂計画」が正しく、当該計画によれば「上流ダム群によって3,000㎥/秒の～方針が打



ち出された。」は「本支川に堰堤を築造する等により洪水調節をなし、烏川（烏川ではない）合流点後における流量を毎秒3000立方米だけ減少し、「烏川合流点より渡良瀬川合流点を経て江戸川分派点までは毎秒14000立方米とする」が正しい。

また、「1952年5月に建設省はダム候補地の一つとして～予備調査を開始した」は「予備調査を昭和27年4月から現在の吾妻郡吾妻町付近において着手した」が正しい。

5 同項（2）について 以下の点を除き認める。

吾妻川の酸性源は、指摘箇所だけではなく、主に草津白根山の火山活動に起因する強酸性の温泉水及び硫黄坑廃水や鉱滓堆積場からの廃水と想定される。

また、「ダム堤体等を損傷することが判明したため、計画は一時中断した」は「コンクリートを浸食するため、ダム建設には問題があるとし、水質改善の見通しが得られるまで調査は一時中断した」が正しく、「その後上流に水の強酸性を中和する工場が～予備調査が再開された。」は「1963年11月、吾妻川に合流する白砂川の支川、湯川に草津中和工場が完成し、その後、1965年12月酸性河川に投入された石灰乳液により生じる中和生成物を生成・沈殿するための品木ダムが完成したことにより、中和事業が本格稼働するに至つて」が正しい。

6 同項（3）について 以下の点を除き認める。

反対期成同盟は65年11月29日に結成されているため、「65年12月」は「65年11月」が正しい。

また、「予算上は建設事業の段階に移行した」は「予算上は建設の段階に移行した」が正しい。

7 同項（4）について 以下の点を除き認める。

「その後92年から～調査が行なわれ」は「92年9月に長野原町内で用地補償調査を開始し、99年6月に八ヶ場ダム水没関係五地区連合補償交渉委員



会が設置された」が正しい。

8 同項（5）について

「補償基準が合意される前に策定された～事業費総額は一挙に4,600億円に増額され」は認めるが、「完成予定は2010年に先送りされた。」は否認する。

完成工期は、平成13年（2001年）9月27日官報告示された第1回変更計画時に延長しており、平成16年（2004年）9月28日に官報告示された第2回変更計画時に延長したものではない。

「事業費の大幅な増額に伴い、～比例して当然増額されることになる。」との点は、否認する。

前記平成16年の第2回計画変更において、本県については、ダム建設に要する費用の負担割合に変更がないため、負担額は事業費に比例して増額されることとなる。しかし、他県等においては、事業目的に「吾妻川における流水の正常な機能の維持」が追加されたことや、ダム使用権設定予定者の参画水量が変更されて利水者の負担割合が見直されたことから、負担額は事業費に比例して増額されてはいない。

「負担金の増額につき同意を求められた～漫然と変更計画に同意を与えた。」との点は、否認する。

埼玉県知事は、特定多目的ダム法第4条第4項の規定により、関係都道府県知事として意見を求められ、5項目における条件を附して同意するとともに、水道用水供給事業のダム使用権設定予定者としての同意を求められ、同意したものである。

また、有識者による「ハッ場ダムの建設に関する基本計画変更に係る懇話会」を立ち上げ、審議状況を県民に公開するとともに、ハッ場ダムの必要性及び総事業費の妥当性についても議論を行った。

さらに、特定多目的ダム法第4条第4項に定める同意にあたっては、平成1



5年12月定例県議会において、平成27年度を目標とする「埼玉県の長期的な水需給の見通し」を公表し、その中でハッ場ダム建設事業の必要性についても議論が行われ、平成16年2月定例県議会において議決を得たものである。

したがって、原告らの言うような議論をしないまま漫然と同意したものではない。

9 同項（6）について

原告らは、「～考えるものである。」までは否認する。その余は認否の限りでない。

ハッ場ダムは、本県にとって治水上、利水上必要な施設であり、法律に基づき、あらかじめ定められた手続きにより負担金等を支出することは、何ら地方財政法に違反するものではない。

10 同第3項（1）のアについて 以下の点を除き認める。

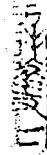
ハッ場ダム建設基本計画によれば、「総貯水量」は「総貯留量」、「有効貯水量」は「有効貯留量」、「集水面積」は「流域面積」がそれぞれ正しい。なお、湛水面積「304ha」は、集水面積との関係から「3.04km²」と表現する方がわかりやすい。

11 同項（1）のイについて 否認する。

ハッ場ダムの建設に関する基本計画において、建設に要する経費の概算額とされている約4,600億円、水源地域対策特別措置法に基づく事業の費用約997億円については原告主張のとおり認める。しかし、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業費は、水源地域関係者、関係都道府県との間で未だ協議中であり、確定しているものではない。したがって、合計額の約5,846億円は架空の数値である。

12 同項（1）のウについて 否認する。

ハッ場ダムによって開発される水利権「毎秒22.200m³」は「毎秒22.209m³」が正しい。



また、埼玉県がハッ場ダムに参画している水量は、「かんがい期（4月16日～9月30日）毎秒0.67m³（1日約6万m³）、非かんがい期（10月1日～4月15日）最大毎秒9.92m³（1日約86万m³）」である。

13 同項（1）のエについて 以下の点を除き認める。

ハッ場ダムの建設に関する基本計画によれば、「総貯水量」は「総貯留量」、「有効貯水量」は「有効貯留量」、「洪水期（6月から9月）」は「洪水期（7月1日から10月5日）」、「水道用水等貯留量」は「洪水期利水容量」、「洪水調節量」は「洪水調節容量」がそれぞれ正しい。

14 同項（1）のオについて 以下の点を除き認める。

利根川水系工事実施基本計画は、昭和40年4月に策定されてから、平成7年3月までに8回改訂されている。

昭和55年12月に改訂された利根川水系工事実施基本計画は、昭和39年河川法の制定により昭和40年に策定された利根川水系工事実施基本計画を改定したものであり、従前の計画は、昭和24年の計画（利根川改修改訂計画）ではなく、昭和40年に策定の利根川水系工事実施基本計画とするのが正しい。

なお、「基本高水流量」は「基本高水のピーク流量」、「ダムによって調整すべき量」は「上流のダム群によって調整する量」、「計画高水流量14,000m³」は「計画高水流量14,000m³／秒」が正しい。

15 同項（1）のカについて 認める。

16 同項（2）のアについて 認める。

17 同項（2）のイについて 以下の点を除き認める。

「2003（平成15年）年」は「2004（平成16年）年」、「約153億円」は「約167億円」、「19億3000万円」は「14億9260万円」、「11億円」は「11億430万円」が正しい。

また、「埼玉県水道事業特別会計」は「埼玉県水道用水供給事業会計」、「水道特別会計」は「埼玉県水道用水供給事業会計」が正しい。

三
二

18 同項（2）のウについて

法律の規定として認める。なお、特定多目的ダム法第12条は、既に納付した負担金が還付されることを定めた規定であるが、同法施行令第14条の2の規定により、ダム使用権の設定予定者の事業からの撤退により、事業が縮小され、又は基本計画が廃止された場合には、納付済みの負担金の全額又は一部は還付されない。

19 同項（3）のアについて 認める。

20 同項（3）のイについて 否認する。

埼玉県の負担する治水負担金は確定していないが、八ッ場ダムの建設に関する基本計画、河川法第60条第1項に規定される県の負担割合、及び第63条第1項の規定により国土交通大臣より通知された負担割合から、負担額を算定すれば約180億円である。

当該負担金は、埼玉県知事の所管する一般会計から国の治水特別会計へ支出される。

上記負担予定の負担金約180億円のうち平成16年9月9日までに支出した額は約68億円であり、そのうち、平成15年9月10日から平成16年9月9日までの1年間に一般会計から支出した額は、7億3336万5101円である。

21 同項（4）のアについて 認める。

22 同項（4）のイについて 認める。

23 同項（4）のウについて 否認する。

費用負担協定書の事業費並びに負担割合から負担額を算定すれば原告らが主張のとおり約145億円であるが、その負担額の内訳「水道会計139億円、一般会計4億円」は、協定書に記載されていない。

また、原告らが示す期間における支出額は、「3億7457万3000円」である。



24 同項（5）のアについて 以下の点を除き認める。

ただし、「基本基金10億円の拠出団体は利根川・荒川流域の1都5県」は「基本基金約10億円の拠出団体は国及び利根川・荒川流域の1都5県」が正しい。

25 同項（5）のイについて 認める。

26 同項（5）のウについて 否認する。

前項3の（5）のイにおける負担協定は、負担割合のみを締結したものであり、総事業費は未だに協議中で確定していない。したがって、埼玉県の負担予定額は確定しているものではない。

また、原告らが示す期間における支出額は、「8349万2401円」である。

27 同項（6）について 否認する。

埼玉県公営企業管理者は、「その4」の支出をしていない。

埼玉県知事は、「その3」の支出をしていない。

なお、「水道事業特別会計」は「埼玉県水道用水供給事業会計」が正しい。

28 同第4項（1）のア～エについて

エの本件の各負担金の支出については、き地方財政法第4条の適用を受けるとの主張を争い、その余は以下の点を除き認める。

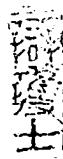
「138条の1」は「138条の2」が正しい。

29 同項（2）のアについて 認める。

30 同項（2）のイ、ウについて 否認ないし争う。

本件のダム使用権設定の申請は、ダム使用権設定という処分を受ける権限を有する地方公共団体（埼玉県）の長である埼玉県知事が、埼玉県を代表して行っている。

地方財政法第3条第2項は、「地方公共団体は、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を補そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、こ



れを予算に計上しなければならない。」とするのであって、その表現自体から明らかのように、予算に収入を計上する場合の基本原則に関する規定であり、特に過大見積り（中でも空財源の計上）を戒めるものであって、支出に関する規定ではない。

3 1 同項（3）のアについて 認める

3 2 同項（3）のイ、ウについて 否認ないし争う。

答弁書の第2本案前の答弁2の理由（2）のとおりである。

3 3 同第5項（1）のアについて

「利根川・荒川流域にある首都圏1都5県の～水需要が減少している」は、概ね認める。

ただし、「1990年代以降漸減傾向にある」は「1990年以降、1992年をピークに漸減傾向にある」が正確である。

「首都圏の人口の～減少は加速される。」との点は、否認する。

将来の水需要については、県民個人の節水努力や節水型の水使用機器の普及などの減少要因の外、地球温暖化による水利用機会の増加、下水道の普及、核家族化による世帯単位の使用量の増加などの増加要因があり、原告らの主張するように一概に減少が加速すると言えるものではない。

3 4 同項（1）のイについて

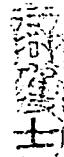
「埼玉県の上水道の給水実績も、～漸減傾向になってきたからである。」については、概ね認める。

ただし、「285万㎘」は「約286万㎘」が正しい。

「一人あたり給水量の漸減は、～よるものである。」については、否認又は争う。

1日最大給水量が漸減傾向になってきた原因は、「節水型機器の普及と水道の漏水防止対策」もあるが、景気低迷による都市活動用水の減少などもある。

3 5 同項（1）のウについて 否認ないし争う。



原告らの主張する河川水の水利権量「約230万㎥／日」は、「約225万㎥／日」である。しかし、このうち87万㎥／日は、4月から9月までのかんがい期に使用していた農業用水を水道用水に転用したものであり、10月から3月までの非かんがい期においては水利権がないため、年間を通じ暫定的に水利権を認められているのであって、225万㎥／日全量が確保されているわけではなく、安定水利権としては138万㎥／日である。

また、原告らの主張する地下水量89万㎥／日は、1997年における実績値であり、埼玉県が2003年12月定例県議会で報告した「埼玉県長期水需給の見通し」では、県民の生命・財産を守るために地盤沈下の停止を目標とし、89万㎥／日を55万㎥／日まで削減することを目標にしているものである。

以上のことから、安定的に取水できる水源量は、193万㎥／日である。

3.6 同項(1)のエについて 否認ないし争う。

2003年12月定例議会で報告した「埼玉県長期水需給の見通し」では、過去10年間の実績を基に2015年を目標とする将来予測を実施したところ、全体需要量は312万㎥／日、その結果1人1日最大給水量が429ℓ／人となったものである。

これまでの1人1日最大給水量は、本答弁書3.3に示すような増加要因と減少要因との大小による結果として漸減傾向となつたものであり、将来も引き続き現在の1人1日最大給水量が継続、或いは減少していくかどうか、断定することはできない。

3.7 同項(1)のオについて 否認ないし争う。

滝沢ダム完成後における安定水利権量237万㎥／日で、内訳は以下のとおりである。

- | | |
|------------|---------------------------|
| ①ダム等水源開発施設 | 159万㎥／日 (128㎥／日 + 31万㎥／日) |
| ②河川自流等表伏流水 | 10万㎥／日 |
| ③地下水 | 55万㎥／日 |

第1回
審査会

④合計 224万m³/日

したがって、需要水量312万m³/日に対して88万m³/日の不足であり、ハッ場ダムの水利権量約83万m³/日は必要不可欠である。

38 同項（1）のカについて 否認ないし争う。

2003年12月定例議会で報告した「埼玉県長期水需給の見通し」は、2015年における需要水量を312万m³/日、それに対応する供給水量を、渇水時における給水制限の緩和、予測人口誤差、地下水汚染に伴う表流水への転換水量など、予測不可能な事態が発生した場合の対応水量として4%（13万m³/日）を見込み325万m³/日としたもので、県民に対していかなる場合においても安定的に給水する義務を果たすために、危機管理水量を確保することは行政の責務である。

原告らの主張する「滝沢ダム完成後の保有水源350万m³/日」は、本答弁書39及び40に記載する制度等を無視したものであり、実際の保有水源は本答弁書37に示すとおり237万m³/日である。

また、2015年における埼玉県人口728万人は、これまでの実績の動向を踏まえた予測を行ったほか、さいたま新都心地域の開発や常磐新線の開通に伴う移動人口などを考慮して推計したものであり、埼玉県の実情を反映した結果で722万人と比べても過大ではない。

さらに、2002年の1人1日最大給水量410l/人は、増加要因と減少要因が複合的に入り交じった結果である。将来ともこれ以上増加することはないとする主張は、本答弁書33に示すような増加要因等がある以上、断言することは困難である。

39 同項（1）のキについて

「埼玉県は、農業用水の転用で得た水利権について～非かんがい期（冬期）には取水する権利がないとされ、暫定水利権として扱われていることによるものである。」は、認める。

「しかし、農業用水から転用した水利権は、～水利権許可制度の改善を求めるべきである。」は、否認ないし争う。

かんがい期に使用していた農業用水を水道用水へ転用したものであることから、非かんがい期に転用水利権がないのは明らかである。他方、水道用水は年間を通じて安定的に取水する必要があることから、非かんがい期の水利権を確保するためにハッ場ダムへ参画しているものであり、二重負担ではない。

また、非かんがい期の水利権を取得するためには、河川法第23条に基づく許可が必要であるが、その許可権者は河川管理者（国土交通大臣）である。

4.0 同項(1)のクについて

「埼玉県では、～削減が予定されている。削減の理由は地盤沈下対策の推進であるが、」との点は認める。

「実際には地盤沈下の～地盤沈下はすでに沈静化している。」との点は、否認ないし争う。

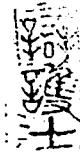
1997年以降も地下水汲み上げ量は削減してきたが、それでも被害の生じるおそれがある2cm以上の沈下が、年によって2.4km²、3.7km²と広範囲にあり、また2cm以下ではあるが過去5年間の変動量は、観測地域ほぼ全域において沈下が認められており、沈静化しているわけではない。

「地下水位は埼玉県の～下回ってきたことを表している。」は、認める。

「なお、渇水年には地下水位が低下する～水源として計上することができる。」との点は、否認ないし争う。

渇水時に地下水位が低下するのは、降雨減少に伴う浸透量の減少のみならず、水道事業体等が、取水制限による不足水量を地下水に求めることによる影響もある。

また、地下水位は上昇傾向にあるものの、平成9年度の地下水揚水量へ増加させることは、現時点で沈静化傾向にある地盤沈下を再び増加させる可能性があり、認めるることはできない。



地盤沈下は、一度発生すると再び元に戻らないことから、県民に安心した生活を提供するため、地盤沈下の収束に向けて、地下水汲み上げ量の規制を継続しなければならない。

4.1 同項（1）のケについて 主張の趣旨については争う。

「ちなみに国土庁が1978年に発表した～7800万m³/日に過ぎなかつた」、「1987年にウォータープラン2000」及び「1999年にウォータープラン21」は認めるが、その余は数値の根拠が不明なため認否の限りではない。

「長期水需給計画」（昭和53年）、「全国総合水資源計画（ウォータープラン）」（昭和62年）及び「新しい全国総合水資源計画（ウォータープラン21）」（平成11年）は、国土庁（現国土交通省）が全国ベースの長期的な水需給の見通しを示すとともに、水資源の開発、保全及び利用に関する基本的な方向を明らかにするために策定したものである。

本来水資源の確保については、各地域ごとに水利用の合理化等、水資源の有効活用を踏まえた長期的な水需要の見通しを行うとともに、渇水や洪水また地球温暖化等の気象条件の変化による河川流況への影響なども考慮する必要があり、将来の社会経済情勢の動向についても不確定である現在、単純に全国ベースのここ数年の数値をもって、長期的な水需要を評価すべきものではない。

4.2 同項（1）のコについて 否認ないし争う。

ダム等の水資源開発施設への参画は、各利水者がそれぞれの水需要に基づいて参画しているものであり、ハッ場ダムへの参画も同様である。

本県の場合、主に年間を通しての取水を確保するために参画したものであり、ここでハッ場ダムの利水量と既存ダムの夏期利水容量を比較して渇水対策の評価をしても無意味である。

4.3 同項（1）のサについて

「また、利根川については、東京電力株式会社が～を取得している。」との



点は、減電補償に係る水利権量に言及しているものと理解し、概ね認める。

ただし、東京電力株式会社の水利権「30.0m³/秒（259万m³/日）」は「30.148m³/秒（約260万m³/日）」、ハッ場ダムの開発水量「22.2m³/秒（192万m³/日）」は「22.209m³/秒（約192万m³/日）」が正しい。

「この水利権は吾妻川本支流の水を～形成する。すなわちハッ場ダムには流れでこない水である。」は否認する。

原告らの主張では、吾妻川の水が全て発電用に利用され、あたかもハッ場ダムは貯留する水がないように見えるが、発電用に利用されるのは一部であり、その水も一旦吾妻川に戻り、再度発電用水として再取水している。このため、原告らが主張するような「全く独立した水流を形成する」ものではない。

「30.0m³/秒（259万m³/日）という量は～ハッ場ダムの水利権に優先する。」は認める。

「ハッ場ダムの開発水量も計算は～埼玉県は多額の負担金を支出してきているのである。」は否認する。

原告らが示している東京電力(株)に対しての減電補償費用は、水利権量に変化はなく、ダム建設の影響により発電量が減少する既設発電所における損失分を金銭に見積もって補償するものであり、水利権の譲渡ではない。

また、ハッ場ダムにおける開発水量は、平成16年9月28日に告示されたハッ場ダムの建設に係る基本計画変更において明記されており、不確定な開発水量ではない。

「また、水利権譲渡の交渉が成立する場合には～更にはね上がることになる。」は否認する。

国（国土交通省）において行われる補償については、総事業費4,600億円の中に見込に含まれているとしている。

4.4 同項（1）のシについて

「利水目的のために計画された利根川流域のダム～本件八ッ場ダムの有効貯水量（9000万m³）の約3倍に達する。」は、概ね認める。

ただし、「1997年以降」は「1998年以降」、「川古ダム(群馬県)4,500」は「川古ダム(群馬県)7,500」、「印旛沼総合開発(千葉県)4,469」は「印旛沼総合開発(千葉県)4,360」、「渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業(栃木県, 群馬県)」は「渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業(栃木県)」、「東大芦川ダム(栃木県)864」は「東大芦川ダム(栃木県)901」が正しい。

また、「江戸川総合開発(埼玉県)」は、「江戸川総合開発(東京都)」が正しく、中止ではなく、計画見直され有効貯水量が710万m³から240万m³に変更されている。「倉渢ダム(群馬県)870」は、「倉渢ダム(群馬県)1,080」が正しく群馬県知事が残工事の着手を当分の間、見合わせるとしているが正確である。

したがって、中止されたのは「上記11ダム」ではなく、「上記9ダム」であり、「29, 853万m³」は「31, 201万m³」、「約3倍」は「約3.5倍」である。

「これらの計画が相次いで中止されたことは、～根拠を失っていることを如実に示すものである。」との点は否認ないし争う。

利根川、荒川の両河川は、埼玉県のみならず1都5県に渡って流下する大河である。この流域の貴重な水資源の活用方法を、住民になるべく平等となるよう計画するには、1自治体だけの独断で決定するわけにはいかない。そのため「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画（通称：フルプラン）」が計画されているものである。

4.5 同項(2)のアについて 概ね認める。

ただし、「基本高水流量」は「基本高水のピーク流量」が、「16, 000 m³/秒」は「17, 000 m³/秒」が正しい。

原告の述べる「15, 000 m³/秒説」については不知。

4.6 同項(2)のイについて

「しかし、同基準点の～1951年以降における最大流量は、1998年の9,220m³/秒である。」との点については、認める。

「1947年という時点において～全く根拠のない架空の洪水流量というべきものである。」までについては、否認ないし争う。

利根川の治水に関する計画では、八斗島地点での基本高水のピーク流量22,000m³/秒とされている。

このピーク流量は、河川管理者である国土交通省が、200分の1の確率規模の洪水流量（200年に1回程度起こり得ると確率評価される河川の流量）と、昭和22年9月のカスリン台風の実績降雨から算出した流量の双方を考慮して、平成9年改正前の河川法第16条第4項の規定に基づき河川審議会の意見を聴いて、昭和55年12月19日に改訂されたものであり、根拠のない架空の洪水流量ではない。また、全く説明責任を果たしていないとの指摘はあたらない。

また、カスリン台風時の実績値は、当時のデータが存在する流量観測地点における観測値を合算したもので、八斗島で17,000m³/秒としている。これは八斗島上流部が未改修なため氾濫しており、その上流での氾濫分が減少した結果として17,000m³/秒が流下してきた値である。

したがって、原告らの述べる、カスリン台風の八斗島地点の実測値17,000m³/秒と、昭和55年改訂の利根川水系工事実施基本計画の基本高水のピーク流量22,000m³/秒とを比較することは適切ではない。

4.7 同項(2)のウについて 否認ないし争う。ただしカスリン台風と同様な降雨が利根川流域にあった場合のシミュレーションにおいて、ハッ場ダム地点の最大流量が1,240m³/秒であり、その出現時刻は、八斗島地点のピークに達する時間より12時間早いこと。ハッ場ダム地点から八斗島地点までの洪水の流下時間は5,6時間程度であること。そのため、カスリン台風と同様の降雨の場合には、八斗島地点の最大洪水流量に対する低減効果はゼロに近いこ



とは認める。

一般に河川の治水に関する計画は、ひとつの降雨パターンで計画を立てるものでなく、様々な地域分布の降雨パターンを想定して策定されるものである。

利根川八斗島上流域は流域面積が $5, 110 \text{ km}^2$ にも及び洪水ごとの降雨のパターンも異なる。そのため、治水計画としてはカスリン台風時の降雨のみではなく、様々な降雨パターンに対処できるよう治水施設の配置を行う必要がある。

しかしながら、近年の平成11年8月洪水や平成13年9月洪水では、流域西部の吾妻川流域に多くの降雨があり、そのような降雨分布においては吾妻川流域に洪水調節施設を設置することによる治水効果が発揮されるものであり、カスリン台風と同様の降雨による計算結果のみでハッ場ダムの治水効果を評価することは適切ではない。

吾妻川は $1, 400 \text{ km}^2$ の流域面積を持ち八斗島上流域約 $5, 110 \text{ km}^2$ の約4分の1を占める大支川であり、ハッ場ダムは、他の既設ダムと相まって八斗島上流での効果的な洪水調整を可能にし、利根川水系全体の治水上の安全確保に必要不可欠な施設である。

利根川や利根川から分派する江戸川及び荒川の2大河川に挟まれ、沖積平野が広がる地形となっている埼玉県にとっては、河川改修やハッ場ダムを含めた利根川水系の上流ダム群により、洪水被害を軽減して、利根川の治水上の安全を確保することは非常に重要な課題であり、「本件ダムが、利根川の中流・下流の治水に貢献することはあり得ず、ましてや、埼玉県が本件ダムによって治水上「著しく利益を受ける」などという関係はありえない。」とする原告主張は、到底認められない。

48 同項(2)のエについて 否認ないし争う。

ただし、「本件ダムが計画されている吾妻渓谷は、～狭窄部を随所に有し、」までは認める。

また「ちなみに～その量は $8, 280 \text{ m}^3/\text{秒}$ にすぎなかった。」までは概ね



認めるが、雨量年表からの引用とすると、応桑観測所の雨量値「283.3mm」は「238.3mm」が正しく、「流量が観測されている」は、実際には流量を観測していないため「水位から流量が推測されている」が正しい。

吾妻渓谷の洪水調節機能（河道貯留効果）については、河川工学の一般論として、河道貯留効果もあるとされるが、下流の河川の状況を勘案したきめ細かいダム操作を行って放流量を調節するようなハッ場ダムの放流量を調節する機能を、吾妻渓谷狭窄部の自然調節だけで代替させるようなことは、全くできない。

4 9 同項（3）のアについて 否認する。

酸性河川を中和するために2箇所に工場が造られ、その中和生成物沈殿の目的のために品木ダムが造られていることは認める。

中和の目的は、コンクリートや金属の腐食防止だけではなく、水質を改善して酸害を防止することにより、河川工作物の酸害、農業用水、都市用水として利用するとともに水生生物等の生息を可能とするものである。

さらに、品木ダムではその機能の維持、回復を図るため浚渫を実施すると共に、新たな土捨場の整備、貯砂ダムの新設等を進めることとしており、品木ダムの貯水池が堆砂で満杯状態になることはなく、ハッ場ダムが沈殿池の役割を果たすというようなことはない。

5 0 同項（3）のイについて 否認する。

ダムへの土砂の流入による堆砂速度については、地形、地質、気象等の条件によって異なり、国土交通省が行った全国事例調査結果から見れば「計画を大幅に上回るのが一般的である」と断定できない。

またハッ場ダムは、「中和生成物の沈殿池の役割」を有していない。したがって、他のダム同様、適正なダム管理を行うことにより、治水及び利水機能が失われることはない。

5 1 同項（4）のアについて 否認する。



シーティング節理（上に載っていた岩が除かれたことによる圧力解放や風化に伴って地表面に生じる概ね平行な割れ目）については、現地調査により吾妻川河床の上方に存在が認められるが、下方には、これまでのボーリング調査や透水試験の結果からダムの基礎地盤の対象となる範囲に問題となるようなものは存在しない。

シーティング節理等、透水性の高い箇所の遮水性の確保については、技術的に対応可能（遮水剤の注入等）であるため、問題はない。

5.2 同項（4）のイについて

「建設省河川砂防技術基準案」によれば、「ダムの基礎地盤は、堤体から伝達される荷重に対して安全であるとともに、貯水池からの浸透流に対して所要の遮水性を有するよう設計するものとする」（同基準案第4節 4.1 「基礎地盤の設計の基本」）とされている。」は認めるが、その余は否認ないし争う。

「同基準（案）解説」の透水性の許容基準（ルジオン値）は地盤改良後の値であり、改良前の岩盤の透水性を評価するものではない。

また、昭和45年6月10日に衆議院地方行政委員会においては、昭和45年までの調査結果により、吾妻渓谷の上流側及び下流側の2つのダムサイト候補地のうち、上流側の候補地でのダム建設は技術的な問題があるとしていたが、文化庁との協議の結果、名勝吾妻峡を保全するため、昭和61年7月に策定されたハッ場ダム建設事業に関する基本計画において、ダムサイトの位置を上流側と決定したものである。この建設位置の決定は、国土交通省の詳細な地質調査結果に基づいたものであるが、同省は上流側にダムサイトの位置を決定しても技術的には対応可能であるとしており、問題はない。

5.3 同項（4）のウについて 否認ないし争う。

国土交通省は、遮水剤を注入する対策工事については「改訂グラウチング技術指針」（国土交通省河川局治水課）に基づいて施工するとしている。

この施工方法は、他のダム建設工事でも実績が認められている確実な遮水対



策である。

5 4 同項（4）のエについて 否認ないし争う。

地すべりの危険性について国土交通省は、地質や地すべりの専門家からなる「八ヶ場ダム貯水池周辺地盤安定検討委員会」を設け、貯水池周辺の地すべりや地質についての調査・検討を実施しており、その結果、貯水池周辺3箇所において地すべり対策が必要と判断され、今後対策工事を実施することとしている。

また、国土交通省は、今後、ダム貯水池の湛水にあたっても、事前に貯水池全域を対象に再検討を行い、前記委員会の意見を聞きながら、必要な箇所での動態観測等を実施することとしており、充分な安全確保が図られるものである。

5 5 同項（5）のアについて 否認ないし争う。

現在、八ヶ場ダムへ参画している埼玉県営水道が保有する水利権のうち、約4.3%が暫定豊水水利権である。

この暫定豊水水利権は、ダム事業の完成を前提に河川の流量が基準渇水流量等を超える場合に限り取水できるという条件が付された水利権であり、水源が安定的に確保されていないが、水需要が増大し緊急に取水することが社会的に強く要請される場合に許可されるものである。

したがって、これらの暫定水利権を解消して水源の安定化を図り、治水上も含め、県民が安全で安心した生活を営むことができる。

5 6 同項（5）のイについて 否認ないし争う。

本件ダムは、治水上、利水上必要なことは明確であり、特ダム法第7条、河川法第63条に基づく負担金を負担する必要がある。

5 7 同項（5）のウについて 否認ないし争う。

八ヶ場ダムは、治水上も利水上も必要であり、水特法及び財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の負担金の協定は有効である。

5 8 同項（6）のア、イについて 否認ないし争う。

地方財政法第3条第2項は、「地方公共団体は、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を補そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。」とするのであって、その表現自体から明らかのように、予算に収入を計上する場合の基本原則に関する規定であり、特に過大見積り（中でも空財源の計上）を戒めるものであって、支出に関する規定ではない。

5 9 同項（7）のア～エについて 否認ないし争う。

本答弁書30で示したとおり、本件のダム使用権設定の申請を埼玉県知事が、埼玉県を代表して行っていることから、被告埼玉県公営企業管理者は、国土交通大臣に対し、ハッ場ダム使用権設定申請を取り下げる権限を有していない。

地方財政法第8条は、財産の管理及び運用に関する規定であり、そこにおける財産の意義は地方自治法第237条第1項における場合と同じであることから、本件ダムの使用権設定予定者である地位又は本件ダム使用権の設定を受けるべき権利は財産に該当しない。

したがって、本件ダム使用権設定申請を取り下げないことの適否について、地方財政法第8条を論拠とすることはできないことになる。

6 0 同第6項について 認める。

6 1 同第7項について 争う。

埼玉県は、県民の生命、財産を守り、安心して暮らせるようにすることが責務と認識している。今回のハッ場ダムの建設事業にあたっても、その責務を果たすための一環として参画しているものである。

原告らの主張は、端的にいえば治水については国の計画が過大なので、負担金を支払うべきでない、また水道水源については現行の法律、国の制度を変えればよいというものであり、地方公共団体の執行機関等の違法な財務会計上の行為を対象とする住民訴訟制度にはそもそもなじまないものである。

これまでに述べたように、埼玉県民の生命と財産を守るためにハッ場ダムは、

二〇〇五年七月十一日
栗口幸男

治水上、利水上とも必要な事業であり、「第1 請求の趣旨に対する答弁」の
とおり、却下並びに棄却を求めるものである。

以上